

令和元年度「滋賀県産業安全の日無災害運動」実施要綱

滋賀労働局

1 趣 旨

滋賀労働局においては、平成3年に毎年11月15日を「滋賀県産業安全の日」と定め、これまでの各種の取組により、滋賀県民の労働災害防止についての意識の高揚と、事業場における自主的な労働災害防止活動の推進を図ってきたところであるが、より多くの事業場、業種において労働災害防止に向けた機運を向上させること、各事業場で既に取り組んでいる安全衛生活動の実効性を高めることを目的として、滋賀県産業安全の日を中心とする1か月間の無災害運動を提唱し、事業場の自主的な取組を活性化し、労働災害防止の意識高揚を図ることとする。

2 主 唱 者

滋賀労働局・各労働基準監督署

3 主 催 者

公益社団法人滋賀労働基準協会
建設業労働災害防止協会滋賀県支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会滋賀県支部
林業・木材製造業労働災害防止協会滋賀県支部
一般社団法人日本ボイラ協会京滋支部
一般社団法人日本クレーン協会滋賀支部
公益社団法人建設荷役車両安全技術協会滋賀県支部
一般社団法人滋賀ビルメンテナンス協会

4 実 施 者

滋賀県内の各事業場

5 運 動 期 間

令和元年11月1日（金）～11月30日（土）

6 参加申込期間

令和元年7月1日（月）～10月31日（木）

※ 事前の参加申込みも可とする。

7 参加申込等の手続き

各事業場は、参加申込書（様式1）により主催者又は滋賀労働局労働基準部健康安全課へ参加申込みを行う。

また、運動期間終了後、各事業場は、結果報告書（様式2）により主催者又は滋賀労働局労働基準部健康安全課（参加申込みを行った先）へ、結果報告を行う。

8 主唱者、主催者等の実施事項

(1) 実行委員会

滋賀労働局及び主催者で「滋賀県産業安全の日無災害運動実行委員会」（以下「実行委員会」という）を組織する。

実行委員会は、参加事業場に対して、結果報告書（様式2）の提出後、原則として、無災害運動参加証（様式3）を交付する。なお、主催者は、本運動を通じて知り得た参加事業場の情報（公開情報を除く）をみだりに開示しないものとする。

(2) 滋賀労働局労働基準部健康安全課の実施事項

- ① 参加勧奨用資料、参加申込書、結果報告書様式を準備し、各主催者や各労働基準監督署に必要数を配布する。
- ② 本運動の概要を滋賀労働局ホームページに掲載するとともに、マスコミを通じて広報を実施する。
- ③ 各主催者あての参加申込みを含め、無災害運動への参加状況を取りまとめ、参加事業場名（非公表を希望する事業場名を除く）を滋賀労働局ホームページに掲載する。
- ④ 各主催者あての結果報告を含め、運動期間中の災害発生状況、活動状況等を取りまとめ、無災害を達成した参加事業場名（非公表を希望する事業場名を除く）と併せて、滋賀労働局ホームページに掲載する。
- ⑤ 来年度以降も継続して実施することを念頭に、効果の把握等を実施する。
- ⑥ 参加証の交付に当たって、書面の用意、発送等の事務を行う。

(3) 各労働基準監督署の実施事項

- ① 全国安全週間、労働衛生週間趣旨説明会等、あらゆる機会に参加勧奨を実施する。
- ② 管内の業界団体等に対して、会員事業場への参加案内を行うよう要請する。

(4) 各主催者の実施事項

- ① 会員事業場への参加案内を行う。
- ② 会員事業場からの参加申込書、結果報告書の提出を受付け、滋賀労働局労働基準部健康安全課に送付する。
- ③ 滋賀労働局が取りまとめた無災害運動の結果を活用し、会員事業場等の安全衛生対策の一層の推進を図る。

(5) その他

- ① 上記（4）の事務を全て行うが、（1）の実行委員会に加わらない者は、「協賛者」として取り扱う。協賛者は、その希望に応じ、その時点で反映することが可能な参加勧奨用配布資料等に協賛者として運動に参加する旨を明示する。
- ② 上記（4）の事務の一部を行う者は、「協力者」として取り扱う。協力者は、その希望に応じ、その時点で反映することが可能な参加勧奨用配布資料等に協力者として運動に参加する旨を明示する。
- ③ 任意団体（法人格の無い団体）は、主催者、協賛者として取り扱わず、上記（4）の事務を行う任意団体（法人格の無い団体）は、「協力者」として取り扱う。
- ④ 主催者、協賛者、協力者に該当、追加等あれば、滋賀労働局が、本実施要綱中に随時追加する。